

令和6年11月8日

お客さま各位

福岡ひびき信用金庫

でんさいネット業務規程等の一部改正について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

株式会社電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」という。）による新サービス「でんさいライト」のリリースに伴い、業務規程および業務規程細則（以下「業務規程等」という。）が令和6年11月18日に改正となりますので、お知らせいたします。

なお、福岡ひびき信用金庫（以下「当金庫」という。）では「でんさいライト」を取り扱わないため、当金庫のお客さまに直接関係する規程の改正はありませんが、今回の改正規程が間接アクセス方式を利用するお客さまにも共通して適用されることから、業務規程等の改正点をお知らせするものです。改正のポイントは下記に記載しますが、新旧対比表および改正後の業務規程等については、でんさいネットWEBサイトにてご確認をお願いいたします。

でんさいネットWEBサイトURL：<https://www.densai.net/info/20241108-9423/>

なお、改正後の業務規程等は令和6年11月18日以降に当金庫ホームページにも掲載いたします。

【改正のポイント】

(1) でんさいネットへの直接請求チャネルの追加・チャネル移行等

- ・でんさいネットの利用に当たって、でんさいライトにより利用する方法等を規定するため、業務規程第11条第2項を改正。
- ・間接アクセス方式とでんさいライトのチャネル移行に係る規程を追加するため、業務規程第11条第3項を追加。
- ・でんさいライトの電子記録の請求等について、でんさいネットが定めるところにより、電子記録の請求に必要な事項をでんさいネットに提供することを規定するため、業務規程第23条第1項および第2項を改正。
- ・でんさいライトの利用に係る免責事項を反映するため、業務規程第64条第2項を改正。

(2) 利用申込

- ・でんさいライトの利用契約については、でんさいネットから利用開始通知を送付す

ることを反映するため、業務規程第 13 条第 3 項を改正。

- (3) サービス仕様（決済口座、サービス提供時間ほかでんさいライトの仕様の反映）
- ・でんさいライトの利用契約については、保証利用限定特約を付すことができないことを規定するため、業務規程第 12 条第 3 項第 3 号を追加。
 - ・でんさいライトにより記録請求する場合の制限について追加するため、業務規程第 22 条第 1 項第 12 号を追加。
 - ・でんさいライトにより電子記録をした場合の通知について、でんさいネットから利用者へ直接通知することを反映するため、業務規程第 25 条第 2 項を改正。
 - ・でんさいライト利用の場合、指定許可先登録機能が利用不可であることを反映するため、業務規程第 26 条第 4 項を改正。
 - ・でんさいライトの利用の場合、単独保証記録が実施不可であることを反映するため、業務規程第 27 条第 2 項を改正。
 - ・でんさいライト利用の場合、でんさいネットから利用者に対し直接、請求の通知をすることおよび指定許可先登録機能が利用不可であることを反映するため、業務規程第 27 条第 3 項を改正。
 - ・でんさいライト利用の場合、でんさいネットから利用者に対し直接、通知をすることを規定するため、業務規程第 27 条第 5 項を改正。
 - ・でんさいライトの障害時対応について規定するため、業務規程第 28 条第 2 項を追加。
 - ・でんさいライトの利用の場合、でんさいライトにより最新債権情報開示の請求受付・開示および定例発行分の残高証明書の受付を行うことを反映するため、業務規程第 57 条第 1 項を改正。
- (4) 手数料
- ・利用者がでんさいライトによる請求の手数料をでんさいネットへ支払うことを規定するため、業務規程第 61 条第 2 項を改正。

以 上